

同一病棟内での病室単位での指定

- 同一の療養病棟の中で、経過的に、医療保険と介護保険との双方から給付を受けることができる取扱いを拡大し、「患者の状態に合わせて、より適切な方から給付を受ける」という選択肢も設けることとする。
*これまででは、療養病棟が2病棟以下の場合にのみ病室単位の指定が可能であった。
- 具体的には、平成21年3月31日までの間については、療養病棟を3病棟以上有する病院の療養病棟についても次のようなことを可能とすることする。

- ① 医療療養病棟の中の一部の病室について、都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス見込量の範囲内で介護保険の指定を受けて、介護保険から給付を受けること
- ② 介護療養型医療施設の病棟の中の一部の病室について、介護保険の指定を外し、医療保険から給付を受けること

23

説明内容

- 療養病床再編の方向性
- 療養病床に関する診療報酬改定
- 改定に当たっての経過措置等
- 届出について

24